市長説明要旨

- 令和元年12月市議会定例会 -

四万十市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、12月の市議会定例会が 開会できますことをお礼申し上げます。

【提出議案】

今期定例会にお願いします議案は、予算議案として「令和元年度 四万十市一般会計補正予算」など9件、条例議案として「四万十市 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」など9件、そ の他の議案では「公の施設の指定管理者の指定について」の1件の 他、報告事項が1件となっています。

なお、「令和元年度四万十市一般会計補正予算」及び「教育委員会 委員の任命について」の2件を、後日追加提案させていただきます ので、よろしくお願いします。

提出議案の詳細については後程、副市長からご説明しますので、 私からは来年度の予算編成の考え方並びに9月定例会以降における 主要課題等への取り組みについてご報告いたします。

【令和2年度予算編成方針】

はじめに、令和2年度の予算編成方針について申し上げます。

本年9月の月例経済報告では、わが国経済の景気認識を示す基調 判断は、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得 環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復 が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世 界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外 経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市 場の変動の影響に留意する必要がある。」としています。

政府は、令和元年6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、現在の我が国経済は、デフレでない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達しており、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善しているとしています。また、一方で、直面する大きな課題として世界的にも経験したことのない人口減少や少子高齢化の急速な進行を挙げております。

今後の経済財政運営の基本認識としては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、名目GDP600兆円経済の実現と2025年度の財政健全化目標の達成を目指すとしています。

本市では平成29年度一般会計決算において、合併後初めて財源 調整を行うため、減債基金1億円を、また平成30年度一般会計決 算においても、1億6,000万円あまりの取り崩しを行いました。

これまで黒字基調で推移してきましたが、普通交付税が人口の減少や合併算定替による縮減などにより、臨時財政対策債も含めた実質的な額としては、平成27年度から本年度にかけて約8億7,000万円が減少しています。

他に市税についても人口の減少により調定額は減少傾向にあるこ

とから歳入の増加は期待できず、また、歳出においては、少子高齢 化の影響による社会保障関係経費の負担は大きく、さらに会計年度 任用職員制度開始に伴う人件費の増、消費税率改定の影響が通年化 することによる歳出増、大規模事業への着手など、来年度の財政見 通しでは、約5億円近い収支不足が見込まれ、市財政の環境は引き 続き厳しい状況にあります。

このような状況の中、財政の健全化を図りつつも、市民サービスの質を確保し、各種計画に掲げる事業を着実に実行していくためには、あらゆる事業をゼロベースから見直し、緊急度・優先度を明確にするとともに、事業の厳選と重点化を図り、限られた財源を効果的・効率的に活用するよう努めなければなりません。

令和2年度の予算編成においては、総合計画に掲げる市の将来像である「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市」を実現するため、次の5点の基本方針に沿って取り組みます。

1点目は「総合計画に沿った施策の推進」です。

「四万十市総合計画」に掲げる市の将来像の実現に向けて、現在の進捗状況を確認するとともに、基本目標を意識して予算編成に取り組みます。

2点目は「次期総合戦略の推進」です。

平成27年度に策定した「四万十市まち・ひと・しごと創生総合 戦略」については、進捗状況管理や評価検証を行いながら、掲げた 施策・事業の推進に取り組んできたところですが、本年度5年間の 計画が終了します。

来年度からの5年計画となる次期総合戦略においては、第1期総合戦略での取り組みの成果や課題を整理・分析し、新たな視点を加えながら「継続を力にする」という姿勢で切れ目ない取り組みを進め、新たなKPI(重要業績評価指標)達成に向け、計画的・効率的に取り組みます。

3点目は「施策の厳選と重点化」です。

事業の優先順位を厳格に定め、緊急性・重要性の高い施策に優先的に財源を配分し、限られた財源を効果的・効率的に活用します。 また、新規事業については費用対効果を充分に検討したうえ、見直 し時期や終了時期を明確にして取り組みます。

4点目は「公共施設の適正な管理」です。

平成28年度に策定した「四万十市公共施設等総合管理計画」の 基本方針に基づき、現施設の改修費用、維持管理コスト、利用状況 等を考慮し、施設の統合・廃止を含めた見直しに取り組みます。

5点目は「持続可能な財政基盤の確立」です。

市税や普通交付税の減少により、大幅な財源不足が見込まれる状況でありますので、持続可能な財政基盤を確立するため、各種事業をゼロベースから見直すとともに、「第2次行政改革大綱」に掲げる重点項目を意識し、歳入の確保、歳出の抑制に積極的に取り組みます。

続きまして、9月定例会以降における主要課題への取り組みについて報告します。

【台風19号等による災害への対応・支援等】

まずは、現在も復旧活動が続けられている台風19号等による災害への対応についてです。

10月12日に大型で強い勢力のまま伊豆半島に上陸した台風19号は、進路にあたった関東甲信、東北地方を中心に13都県で特別警報が発表される記録的な大雨によって、堤防決壊による大規模な浸水や土砂災害など、東日本の各地で甚大な被害をもたらしました。

内閣府の発表によると、その後の大雨の被害も含め、11月25日現在、98名もの尊い命が失われ、なお3名の方が行方不明、480名を超える方が負傷されるとともに、88,000棟を超える住宅の被害が報告されています。

亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷された方々や、今なお避難所生活を余儀なくされている皆様並びにご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧・復興を併せてご祈念申し上げます。

本市では災害発生後、全国知事会から高知県を通じて要請を受け、 11月21日から12月1日までの11日間、福島県本宮市へ職員 1名を派遣し、非木造家屋の被害調査等の業務に従事してきたとこ ろです。

今回の災害では堤防の決壊による浸水や土砂災害などにより、多くの方々が被災されたところですが、教訓として今一度自分たちが暮らす地域のリスクを事前に知っておくことが重要であることを思い知らされました。

近年は地球温暖化などの影響もあり、大雨災害が頻発化、激甚化 しており、いつ本市においても同様の災害に見舞われてもおかしく ない状況であり、ハザードマップ等を活用した住民への周知がより 一層必要と考えています。

昨年度、新たに作成したハザードマップにより、学校や地域など での学習会を開催してきていますが、今後も引き続き防災訓練など の機会を活用し、わかりやすく伝える努力を続けていきたいと考え ています。

【道路網の整備】

次に、道路網の整備についてです。

今年3月29日に、「一般国道56号大方四万十道路」の約8kmが 正式に事業化されました。

同区間では、今年度は約1億円の事業費が措置されており、9月には地元説明会が完了し、11月上旬からは現地での測量作業が開始されています。また、佐賀大方道路では道路予備設計や地質調査が始まるとともに、窪川佐賀道路では熊井トンネル工事をはじめと

する大規模工事が進められています。

大方四万十道路をはじめとする、高規格幹線道路の整備は、本市を含む幡多地域にとって、地域発展のための大きな希望であるとともに、近年、国内各地で多発する豪雨災害や大規模水害、また、近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震の際には、地域の復旧・復興を支える大動脈となるものであり、一日も早い整備が待ち望まれます。

市としましても、道路を基軸とした、まちづくり・地域づくりの 取り組みを引き続き行ってまいりますとともに、関係機関と連携の うえ「窪川佐賀道路」、「佐賀大方道路」とあわせ、「大方四万十道路」 の積極的な整備促進要望活動に今後も全力で取り組んでまいります。

【自動運転車両実証実験】

次に、自動運転車両実証実験についてです。

本市の人口は、近年では昭和60年の約40,600人をピークに、現在約33,000人(高知県推計人口)まで減少し、併せて 急激な高齢化も進んでいるため、公共交通の利便性が低い地域では、 日常の移動手段の確保並びに利便性の向上が課題となっております。

また、市街地活性化とまちなか周辺の観光資源活用のうえでも、 近年増加する外国人観光客などの、回遊性の向上が必要であり、中 心市街地での人の流れを作る仕組みづくりが必要となっております。

このような中、地域における、人・モノの流れを確保するシステ

ムの一つとして、国土交通省では、全国で道の駅などの地域拠点を 核とし、著しく技術が進展しつつある「自動運転車両」の活用を目 的とした、実証実験を行っておりますが、今年度内に高知県内で初 となる実験を、四万十市で実施する予定です。

去る11月27日には、国・県・市・関係団体で構成する、自動 運転実証協議会を立ち上げ、運行路線や期間など、詳細について検 討を行うこととしています。

具体的な実施時期等が決定しましたら、市のホームページ等で広報を行いますので、多くの皆様が自動運転を実体験いただけますようお願いいたします。

【横瀬川ダムの整備】

次に、横瀬川ダムの整備についてです。

横瀬川ダムでは、本体工事の進捗に伴い10月1日に湛水式が執 り行われ、同時に試験湛水が開始されました。

このような中、翌日の10月2日から3日にかけては、台風18 号の影響により横瀬川ダムの上流域で累計328mm の降雨が観測されましたが、試験湛水が開始されていたため、最大流入量の約96% がダムに貯留されました。

この結果、磯ノ川地点の水位は、5.50mの氾濫注意水位を超え6.44mに達したものの、中筋川ダムの洪水調節効果と併せて、水位が約115cm低減されたため、7.40mの避難判断水位の超

過を回避でき、その効果が試験湛水開始直後から発揮されることと なりました。

このように横瀬川ダムは、中筋川ダムと連携して、より効率的な 洪水調節が可能となり、今後の中筋川流域の洪水被害軽減、また地 域発展に大いに貢献するものと確信しております。

また、この降雨などもありまして、試験湛水の進捗も早まっており、現在の貯水位は、常用洪水吐きの高さに相当する平常時最高貯水位を超えるに至っております。

平年並みの降雨ですと、今年度末ごろに到達すると想定された水 位にまで既に達しており、ダム湖満杯までは非常用洪水吐きまでの 貯留を残すのみとなっていることから、今後も順調に試験湛水が進 み、早期に完成を迎えるとともに、本格運用が開始されることを期 待しているところです。

【文化複合施設の整備】

次に、文化複合施設の整備についてです。

7月末から着手している基本設計については、9月に開催した市 民説明会を皮切りに、市民ワークショップを3回、整備検討委員会 を4回開催し、多くの市民や施設利用者の皆さんの様々な要望やニ ーズ等をお聞きしながら、諸室の規模や性能・施設計画等の調整を しているところです。

特に大ホールの客席数については、市民ワークショップや整備検

計委員会での議論、また、実際にプロモーターへのヒアリングなども実施する中で、①交流スペースや日常的な市民活動のための諸室への影響、②イニシャルコストやランニングコスト、③コンサートなどのプロ利用や市民の発表などの市民利用、④舞台から客席最後列までの距離など考慮したホールの演出空間などの要件を基に、まず、850席程度と1,000席程度の比較を行い、850席程度をベースに考えることとしました。

そこから更に、市民要望の高い「座席幅のサイズ」や「座席間の間隔」をゆったりと確保する快適性の向上と併せて、現文化センター(776席)の利用状況なども考慮するなど総合的に検討した結果、少し客席数は減ることとなりますが、もう少しゆとりを持たせつつ、少なくとも800席を確保する規模での計画として進める方が、本市の将来像に見合った施設整備が可能になると判断しました。一方、ソフト面で取り組んでいる「管理運営基本計画」の策定については、最終回となる第3回市民ワークショップを11月5日に開催しました。

今回のテーマは「新しい施設の使い方を考える」として、26名の参加のもと、文化複合施設の休館日や開館時間、利用申込の受付方法・時間など、施設運営に関する様々な意見や要望等をグループワークの中で伺いました。

市民ワークショップでいただいた意見や要望等については、11 月26日に開催した整備検討委員会で報告し議論いただきましたの で、今後、基本設計との整合を図りながらできる限り計画に反映で きるよう努めてまいります。

【保育所の民設民営について】

次に、保育所の民設民営についてです。

0歳児から5歳児までの一貫した保育や休日保育をはじめ、保護者が必要とする保育サービスの拡充を図るため、本市では民設民営での実施が最善の策として捉え、取り組みを進めることとし、9月30日より県内の事業者を対象に、四万十市公私連携型保育所等整備・運営事業者の募集を行いました。

10月15日に実施した事業者募集に係る説明会には3事業者が参加し、そのうちの1事業者から申請があったところです。

運営形態は幼保連携型認定こども園としての提案であり、11月 19日に事業者から提案の説明を受け、同日プロポーザルによる審 査を実施した結果、社会福祉法人ひかり会を事業実施候補者として 決定しました。

今後は、事業実施候補者と本市が求める保育事業について調整を 図るとともに、公私連携協定を締結のうえ、公私連携法人として指 定することとなり、来年度は施設の建設を行い、令和3年4月の開 所を目指し取り組んでまいります。

【企業誘致】

次に、企業誘致についてです。

本年3月より県との連携・協働のもと誘致活動を進めてまいりました「ソウルドアウト株式会社」の本市進出が決定し、去る9月24日に県庁において、尾崎知事立会いのもと進出協定を締結いたしました。

ソウルドアウト株式会社は、インターネットビジネス支援を主な 事業として、全国に21ヶ所もの営業拠点を有し、地域密着型で中 小、ベンチャー企業が抱える多くの課題解決に向け、様々な領域の 事業に協働で取り組まれており、企業の成長はもとより地域活性化 にも多大な貢献をされております。

本市におきましては、広告運用に特化したオペレーション業務を 主とした「デジタルオペレーションセンター四万十」を設立してい ただき、来年1月からの操業開始を予定しております。営業拠点以 外で地方に拠点を設けることは同社では初めてということですが、 デジタル化の進展により、本市のような地理的に不利と言われる地 域であっても生産性の高い業務が可能になるとお聞きしております。

非常に高度なスキルが求められるデジタルマーケティングではありますが、本市では採用枠が少ない事務系職種の雇用が拡充されるほか、これまでにない最先端かつ大変魅力的な領域の業務が当地で可能となりますので、若者の人口流出の抑制やUIターンなどの移住・定住の促進、さらには域内消費の拡大など、様々な経済波及効

果を期待しております。

【旧土豫銀行跡地の整備】

次に、旧土豫銀行跡地の整備についてです。

この事業は、市とまちづくり会社が協同で整備を行う官民連携事業として、旧土豫銀行跡地に商業コミュニティ施設を整備するものですが、本年9月下旬から施設本体工事に取り掛かっており、先月には棟上げが完了するとともに、今月中旬から順次、外壁や内装工事にも入るなど来年3月の竣工、オープンに向け順調に整備が進んでいます。

また、この施設をより多くの皆様に知っていただき愛着を持っていただくため、まちづくり会社において施設名称を12月6日まで募集していますが、これまでに地域内外から多数のご応募をいただいているとお聞きしています。この取り組みにより、中心市街地への注目度が高まり、市民があらためて「まちなか」に興味や関心を持つきっかけともなっています。

施設整備に並行しまして、商店街、関係団体等で組織する「四万十市中心商店街活性化協議会」においては、施設完成後に期待される集客効果を商店街や個店に波及させるため、様々な取り組みを検討し、随時実施していくこととしています。

今後におきましても官民が協働で取り組みを進めることで、地域 内外からさらなる需要を取り込み、市街地における消費の喚起とに ぎわいの創出につなげ、地域経済の再生・活性化を図ってまいります。

【四万十ひろばオートキャンプ場整備】

次に、四万十ひろばオートキャンプ場整備についてです。

四万十ひろばのオートキャンプ場整備につきましては、キャンプサイトの土木工事及び付随する施設として公衆トイレ・炊事棟の整備を進めており、両工事とも現在契約が終わり、事業着手に向けた準備に取り掛かっているところです。

実際の工事は12月中旬頃から始まる予定で、今後整備を行うカヌー館の照明等の改修や備品等の整備も合わせて3月末完成を目指しております。

完成後は、キャンプサイトでのスマートバーベキューの普及を進め、来年度から西土佐地域で実施予定の「しまんとリバーベキュープロジェクト」の取り組みにより、わざわざ来て、体験していただける本格的なバーベキューシーンの商品化を図りたいと考えています。

これらをお客様に提供することにより、西土佐地域の風景と素材を存分に楽しんでいただき、普段はなかなか体感することのできない非日常をお届けしたいと考えています。

また、このことにより、四万十牛や西土佐産の農林水産物のより 一層の活用を期待しています。 【上水道・簡易水道の経営統合及び下水道・農業集落排水の地方公営企業法全部適用】

次に、上水道・簡易水道の経営統合及び下水道・農業集落排水の 地方公営企業法全部適用についてです。

水道事業を始めとする公営企業は、独立採算の原則に基づき、経済性を発揮しながら公共の福祉を増進するために運営しているところですが、人口減少やインフラ老朽化が課題となっており、将来にわたって持続可能な経営へと改善を図ることが求められております。

本市では、簡易水道事業において、水道事業との経営統合を行うため、平成21年1月に「四万十市簡易水道事業統合計画」を策定、平成27年1月から一部事務を委託し、平成31年度末までの水道事業との経営統合に向けて準備を進めてきております。また、下水道事業及び農業集落排水事業は、平成28年4月より一部事務を委託し、こちらも平成31年度末までの公営企業会計の適用に向け準備を進めております。

このことにより、既に地方公営企業法が全部適用されている水道 事業に加え、簡易水道事業も同法が全部適用されることになります。 また、下水道事業及び農業集落排水事業においても、上下水道課内 の組織形態や事務執行体制の統一化が図られ、効率的な事務執行が できると考えられることから、任意適用事業ではありますが国から の通知も考慮し、地方公営企業法を全部適用することにしておりま す。

地方公営企業法の適用により、貸借対照表や損益計算書等の財務 諸表の作成等を通じて経営・資産等の的確な把握等が可能となり、 「経営の見える化」が図られ、経営見通しに基づく経営基盤の強化 が可能となります。

今後は、令和2年4月1日の適用期日に向け、予算編成や必要な 企業管理規程の整備を進めてまいります。

【人・農地プランの実質化の取組み】

次に、「人・農地プランの実質化の取組み」についてです。

「人・農地プラン」とは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化するというもので、平成24年より各地域で話し合いが開始され、本市では、中村地域においては11地域、西土佐地域においては2地域の合計13地域でそれぞれプランを作成しています。

近年、農業分野においても高齢化や地域の担い手不足、耕作放棄 地の増加などで5年後、10年後の展望が描けない地域が増えてき ており、大きな課題となっています。

これらの課題解決に向け、各地域において作成した「人・農地プラン」を真に地域の話し会いに基づく実効性のあるものにすることが求められてきています。

そのため、農地利用に関するアンケート調査(営農意向調査)の

実施や、農業委員及び農地利用最適化推進委員らが地域の話し合い に参加し、地図を用いて農地の現況の把握を行うこと、また、中心 経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することが必要と なっています。

よって、今後は、人と農地の問題を解決するための有効な未来設 計図となるよう、各地域の「人・農地プラン」の実質化に向け、関 係機関と連携しこれらの取り組みを進めてまいります。

【農業用ため池の整備】

次に、農業用ため池の整備についてです。

平成30年7月豪雨において、多くの農業用ため池の決壊により 人的被害が生じたことを踏まえ、昨年末に「防災・減災、国土強靭 化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、本年7月1日には、 農業用ため池の適正な管理及び決壊の未然防止を目的とした「農業 用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。

本市でも平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害を契機に、 農業用ため池26池のうち、堤体を有する16池について現地点検 による危険度判定調査を実施し、崩壊の危険性が極めて高い状態に ある6池について、「防災重点ため池」として位置付け、平成27年 度より施設の老朽化対策、耐震化対策工事を実施しているところで す。

今回の法施行に伴い、事業採択要件が緩和されるとともに地方財

政に対する支援制度が拡充されることとなり、防災に特化した重要 インフラ等の機能維持対策の加速化が図れるものと期待していると ころです。

このような中、県におきましても、事業推進を図るべく地元調整や事業計画の見直しを行うなど、国との協議、調整を進めていただいており、当初の整備計画から西土佐地域の「カワサキ谷池」を除外し、ため池用途廃止に伴う工事を実施するとともに、田野川地区の「山の神池」の整備計画を前倒しして、令和2年度事業化に向け取り組むこととなりました。

今後は、国、県と歩調を合わせ、本年度中に事業化に必要な手続きを進め、災害の未然防止に向け、早期事業化に努めてまいります。

【麻生堰の選奨土木遺産認定】

次に、麻生堰(あそうぜき)の選奨土木遺産認定についてです このたび、後川の農業用施設「麻生堰(あそうぜき)」が、公益社 団法人土木学会の「選奨土木遺産」に認定されました。この認定制 度は、土木遺産の顕彰を通じて、歴史的土木構造物の保存に資する ことを目的として、平成12年に設立されたもので、今年度は、四 国支部から推薦を受けた麻生堰を始め、全国で28件が認定を受け ました。

麻生堰は、江戸時代前期に土佐藩家老の野中兼山(のなか けんざん)によってつくられた弓なりに湾曲した形状の曲線斜め堰で、修

復を重ねながらも建設当時の姿のまま、現在も活用されている貴重な土木遺産であることが評価されたものです。

高知県では5例目となる今回の認定を踏まえ、今後は地域の貴重な資産としての文化的価値や安並水車の里を含めた観光資源として広く発信していくとともに、これまでと同様保存に努め、優れた土木遺産として後世に残していきたいと考えております。

【日本体育大学とのスポーツ等連携事業】

次に、日本体育大学とのスポーツ等連携事業についてです。

日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する連携事業」に係る協定を7月16日に締結しており、まず2月9日に日本エアロビクスインストラクターの第1人者である三矢八千代(みつや やちよ) 先生をお招きし、市民スポーツセンターにおいて、中高年者を中心としたフィットネス教室(健康体操等)を予定しています。

次に2月26日からは、約60名の柔道部員が参加する合宿が、 3月1日まで市立武道館で開催されます。合宿は、一般の観覧も自由とし、ジュニアを中心とした柔道教室も計画されており、大学柔道界でもトップクラスの実力をもつ同大学柔道部の練習を間近に見ることができます。

また、柔道部の合宿に帯同される、筋力トレーニングなどの研究 をされている准教授の方に、学生や指導者、保護者向けの講演会を 計画しているところです。 今年度の連携事業はこれら3本の事業を中心に行い、市民の健康 増進やスポーツに対する関心などを一層高めて行こうと考えていま す。

【スポーツ合宿の誘致】

次に、スポーツ合宿の誘致についてです。

毎年、多くの大学野球等のチームに本市を訪れていただいていますが、現在、今年度合宿を予定している大学等は、12月下旬には香川高専硬式野球部のほか、1月下旬からは千葉県の帝京平成大学硬式野球部約120名が本市と宿毛市に分かれて、初めて合宿を行います。

また、2月中旬からは、3年連続で専修大学硬式野球部、3月上旬からは京都先端科学大学準硬式野球部と滋賀大学硬式野球部が合宿を行う予定となっています。

その他にも数チームと四万十スタジアムでの合宿について調整を しているところです。

これらのスポーツ合宿の誘致実現にあたっては、本市にゆかりのある方々のご尽力が大きいものと考えていますので、今後も繋がりを大切にし、スポーツ合宿を通じて本市のスポーツの振興や地域経済の活性化にも繋げていきたいと考えています。

【市民病院の医師確保】

最後に、市民病院の医師確保についてです。

まず、就任についてですが、この10月より、鈴木光哉 (すずき みつや) 医師に内科の常勤医師として就任していただいております。

鈴木医師は、これまで秋田県の病院に勤務されており、中山間地域やへき地での総合診療の経験も豊富で、患者に寄り添った診療が期待されるとともに、医師の負担軽減や診療体制の充実にも繋がるものと考えております。

次に退職についてご報告します。内科の医師が大学院での医療の研究のため来年1月末で1名退職予定となっております。

これにより、常勤医師は内科4名、外科1名、整形外科2名、脳神経外科2名の9名となりますが、安定的で持続的な地域医療を提供していくため、今後も医師の確保に積極的に努めてまいります。

以上で、来年度の予算編成方針及び主要課題への取り組みについての報告を終わります。